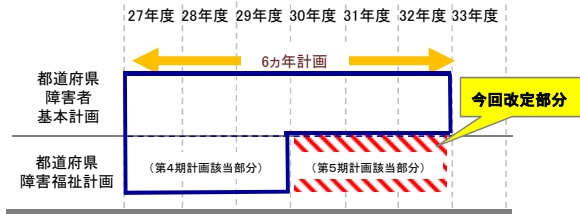


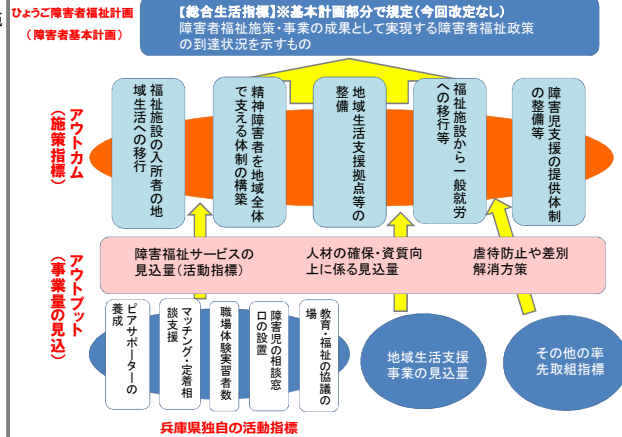
第5期兵庫県障害福祉推進計画の概要

①第5期障害福祉推進計画の位置付け

- 兵庫県の障害者福祉施策の基本方針である「ひょうご障害者福祉計画」のうち、実施計画に該当する障害福祉計画部分を改定する。
- 地域移行・就労移行の2分野と、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い新たに障害児支援分野に関する目標を成果指標として、必要となる障害福祉サービス等の見込量を活動指標として設定する。
- 上記成果指標を達成するために、その他の率先取組目標や地域生活支援事業の見込量も設定する。



②第5期障害福祉推進計画における主な施策



【目標を達成するための施策】

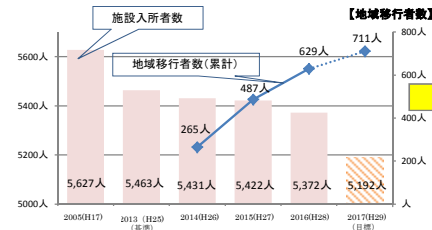
アウトカム(指標)	アウトプット(施策)
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス(訪問系、日中活動系、居住系、相談支援) ・レスパイトや緊急時に利用できる短期入所事業所の整備促進 ・グループホームの整備促進 ・相談支援専門員の計画的養成や質の向上 ・退院や地域生活を支援するピアサポーターの養成、活動者数の増(県独自)
精神障害者を地域全体で支える体制の構築	
地域生活支援拠点等の整備	
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス(就労系) ・障害者に対する職業訓練 ・職場体験(インターン)実習者数の増加(県独自) ・就労移行マッチングや定着支援相談の活用促進(県独自)
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス(障害児通所支援等) ・全市町に障害児の相談窓口の設置(県独自) ・全市町に教育と福祉の協議の場を設置(県独自)

【その他の率先取組指標】

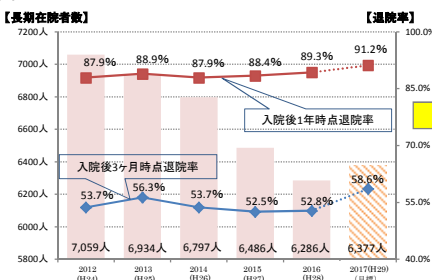
- ・発達障害者支援センターや県立こども発達支援センターの運営
- ・精神障害者継続支援体制の整備
- ・障害福祉サービス事業所の月額平均工賃の向上
- ・障害者スポーツ推進拠点の設置促進
- ・県民向け手話講座の開催

③第4期障害福祉計画の実績

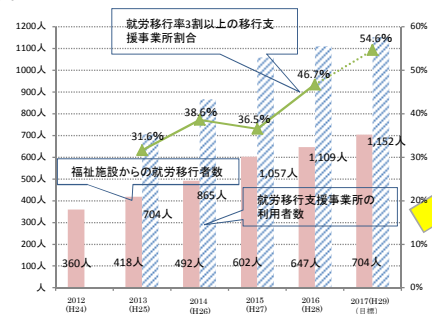
(1) 福祉施設の入居者の地域生活への移行



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行



(4) 福祉施設から一般就労への移行等



④第5期障害福祉推進計画の成果指標

(1) 福祉施設の入居者の地域生活への移行

区分	現状	第5期目標	県の目標に対する考え方
入所施設から地域生活への移行	2016(H28)年度実績は629人 ⑳目標は711人(㉑入所者の13%)	484人 2016(H28)年度末入所者の9%	第4期計画の2016(H28)年度末時点の対基準年度実績は11.5%だが、伸びが鈍化していることから、市町見込量の積上結果である9.0%とする。
施設入所者数	2016(H28)年度実績は5,372人 ㉒目標は5,192人(㉓入所者の2%減)	5,264人 2016(H28)年度末入所者の2%減とする。	第4期計画の2016(H28)年度末時点の対基準年度実績は1.6%減であることから、国目標と同値の2%減とする。

(2) 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

区分	現状	第5期目標	県の目標に対する考え方
入院後3ヶ月時点の退院率	65%	69%	630調査を用いて算出していた退院率を国と同様にレセプトデータを用いた算出方法に置き換えると、入院後3ヶ月時点及び6ヶ月時点の退院率はそれぞれ約65%、約82%となることから(2015(H27)年実績)、国目標と同値とする。
入院後6ヶ月時点の退院率	82%	84%	
入院後1年時点の退院率	89.8%	90%	直近3か年の実績推移を反映すると89.8%になることから、国目標と同値とする。
長期入院者数の減少	新設指標	2016(H28)実績	2020推計
65歳以上	長期入院患者数	3,762人	3,535人
	グループホーム等整備量	-	718人
65歳未満	長期入院患者数	3,112人	2,488人
	グループホーム等整備量	-	649人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	新設指標	8圏域、41市町	精神医療機関をはじめとする多様な支援主体が障害者の情報を共有し、地域移行を促進するために協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

区分	現状	第5期目標	県の目標に対する考え方
地域生活支援拠点等の整備	4市町	全市町又は圏域	障害福祉サービスのフンストップサービス拠点として、各市町又は各圏域に1箇所整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区分	現状	第5期目標	県の目標に対する考え方
福祉施設からの就労移行者数	2016(H28)年度実績は647人 ㉔目標は647人	971人 2016(H28)年度実績の50%以上増	基準年度(2016(H28)年度実績)に対する2020年度の市町見込の積上が1.46倍であることから、国基準と同じ1.5倍を目標とする。
就労移行支援事業の利用者数	2016(H28)年度実績は1,109人 ㉕目標は1,152人(㉖実績の60%以上増)	1,331人 2016(H28)年度実績の20%以上増	基準年度(2016(H28)年度実績)に対する2020年度の市町見込の積上が1.2倍であることから、国基準と同じ1.2倍を目標とする。
移行率3割以上の移行支援事業所割合	2016(H28)年度実績は46.7% (㉗目標は50%)	60%	市町の2020年度見込の積上が58.5%であることから、60%を目標とする。
就労定着支援による支援開始1年後職場定着率	新設指標	80%	障害者就業・生活支援センターを通じた就職者の職場定着率が約75%(全国データ)であることから、80%以上の定着を目標とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

区分	現状	第5期目標	県の目標に対する考え方
児童発達支援センターの設置	新設指標(現行整備済12市町)	41市町	児童発達支援センター(アウトリーチ機能を持つ事業所)を中核とした地域支援体制の構築を目指す。
保育所等訪問支援を利用できる体制	新設指標(現行整備済18市町)	41市町	地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するために、当該支援を利用できる体制を構築することを目指す。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	新設指標(現行整備済12市町)	41市町又は圏域	医療的ケアが必要なため、一般の障害児通所施設で支援を受けることが難しい重症心身障害児が、地域で支援が受けられるように整備する。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	新設指標(整備済12市町)	41市町又は圏域	
保健・医療・障害福祉・保育・教育等各分野の協議の場の設置	新設指標	県、10圏域、41市町	医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられる体制を構築するため、関係機関による協議の場を設置する。